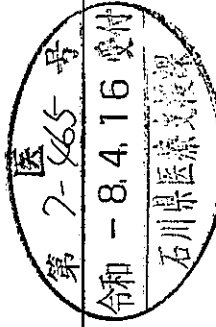


事業報告書	
医療法人整理番号	00433
報告期間	自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日
1 事業報告書の概要	
(1) 名称	医療法人社団澄鈴会
分類①	社団（出資持分あり）
分類②	その他
分類③	
事務所の所在地	石川県
市区町村	小松市
町名・番地	矢田野町788
建物名	
(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成16年4月21日
(4) 設立登記年月日	平成16年4月21日
(5) 理事長の氏名	秋山
姓	典子
名	8
役員及び評議員の人数	理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員	記載はこちら
2 事業の概要	
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら
(2) 附帯業務	記載はこちら
(3) 収益業務	記載はこちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら
(9) その他	記載はこちら



分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

全ての指定内容について記載しても差し支えない。

当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療料の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式2

法人名 医療法人社団澄鈴会
 所在地 石川県小松市矢田野町ヲ88番地

※医療法人整理番号	433
-----------	-----

財 産 目 録
 (令和 7年 12月 31日現在)

1. 資 産 額	1,288,192 千円
2. 負 債 額	1,108,075 千円
3. 純 資 産 額	180,117 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,029,319
B 固 定 資 産	258,873
C 資 産 合 計 (A+B)	1,288,192
D 負 債 合 計	1,108,075
E 純 資 産 (C-D)	180,117

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団澄鈴会
所在地 石川県小松市矢田野町788番地

※医療法人整理番号 00433

貸借対照表
令和7年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,029,319	I 流動負債	792,512
現金及び預金	334,827	支払手形	0
事業未収金	648,805	買掛金	0
有価証券	0	短期借入金	410,000
たな卸資産	23,020	未払金	92,754
前渡金	0	未払費用	246,012
前払費用	1,042	未払法人税等	584
その他の流動資産	21,625	未払消費税等	2,282
		前受金	0
		預り金	339
		前受収益	0
		その他引当金	0
		その他の流動負債	40,541
II 固定資産	258,873	II 固定負債	315,563
1 有形固定資産	121,017	医療機関債	0
建物	46,683	長期借入金	315,548
構築物	8,300	繰延税金負債	0
医療用器械備品	29,273	その他引当金	0
その他の器械備品	29,227	その他の固定負債	15
車両及び船舶	0		
土地	0		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	7,534		
		負債合計	1,108,075
2 無形固定資産	30,661	純資産の部	
借地権	0	科目	金額
ソフトウェア	30,509	I 出資金	95,000
その他の無形固定資産	152	II 積立金	85,117
		代替基金	0
3 その他の資産	107,195	繰越利益積立金	0
有価証券	0	その他積立金	85,117
長期貸付金	3,013		
保有医療機関債	0	III 評価・換算差額等	
その他長期貸付金	0	その他有価証券評価差額金	
役員等長期貸付金	0	繰延ヘッジ損益	
長期前払費用	95,361		
繰延税金資産	0	純資産合計	180,117
その他の固定資産	8,821	負債・純資産合計	1,288,192
資産合計	1,288,192		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団澄鈴会
 所在地 石川県小松市矢田野788

医療法人整理番号	00433
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		3,846,909
	2 事業費用		
	(1) 事業費	3,827,644	
	(2) 本部費	0	
	本来業務事業利益		19,265
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		228,202
	2 事業費用		229,045
	附帯業務事業損失		843
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	収益業務事業利益		0
	事業利益		18,422
II	事業外収益		
	受取利息	153	
	その他の事業外収益	76,210	
III	事業外費用		
	支払利息	8,191	
	その他の事業外費用	35	
	経常利益		86,559
IV	特別利益		
	固定資産売却益	0	
	その他の特別利益	0	
V	特別損失		
	固定資産売却損	0	
	その他の特別損失	417	
	税引前当期純利益		86,142
	法人税・住民税及び事業税	584	
	法人税等調整額		584
	当期純利益		85,558

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人社団澄鈴会

所在地 石川県小松市矢田野町788番地

※医療法人整理番号

433

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である 法人	有限会社昌和商事	石川県小松市矢田野 町114-1	3,192,554	賃貸不動産業	病院等の賃借	賃貸料の支払	388,925	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 澄鈴会
理事長 秋山 典子 殿

私は、医療法人社団 澄鈴会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書および関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 2 月 20 日

医療法人社団 澄鈴会
監事 安部 俊和

(注 1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注 2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。